

労働者派遣法「改正」案と  
派遣での働き方についての  
**派遣労働者の回答と意見**

派遣労働者の声を国会へ！！  
「7・2 派遣労働110番」  
相談・アンケート結果集計表

2015年7月31日

自由法曹団・労働法制中央連絡会  
全労連・東京地評

## 【目次】

はじめに .....	1
<b>[ 派遣労働者32名のアンケートへの回答内容と意見の特徴点 ]</b> .....	<b>2</b>
1 基本的事項—派遣労働者の年齢、性別、地域	
2 労働者派遣法「改正」案と派遣での働き方についてのアンケートへの回答内容の特徴点	
3 労働者派遣法「改正」案と派遣での働き方についての意見の特徴点	
<b>[ 派遣労働者32名のアンケートへの回答内容と意見の詳細 ]</b> .....	<b>4</b>
<b>1 基本的事項</b>	
(1) 相談・アンケートの日時、場所、電話番号、相談担当者	
(2) 相談者（派遣労働者）の概要	
(3) 派遣元との雇用期間、派遣先への派遣期間、専門業務・一般業務の人数	
<b>2 労働者派遣法「改正」案と派遣での働き方についてのアンケートへの回答内容</b> ...	<b>5</b>
(1) 労働者派遣法「改正」案についてのアンケートへの回答内容 .....	5
(2) 派遣での働き方についてのアンケートへの回答内容 .....	6
<b>3 労働者派遣法「改正」案と派遣での働き方についての意見</b> .....	<b>6</b>
(1) 相談者1（専門業務） / (2) 相談者2 / (3) 相談者3 .....	7
(4) 相談者4 / (5) 相談者5（一般業務） .....	8
(6) 相談者6（専門業務） / (7) 相談者7 .....	9
(8) 相談者8 / (9) 相談者9（一般業務） .....	10
(10) 相談者10（専門業務） / (11) 相談者11（一般業務） / (12) 相談者12 .....	11
(13) 相談者13（一般業務） / (14) 相談者14 .....	12
(15) 相談者15 / (16) 相談者16（専門業務） .....	13
(17) 相談者17（専門業務） / (18) 相談者18（一般業務） .....	14
(19) 相談者19（専門業務） / (20) 相談者20（一般業務） .....	15
(21) 相談者21（専門業務） .....	16
(22) 相談者22（専門業務） / (23) 相談者23 / (24) 相談者24（一般業務） .....	17
(25) 相談者25（専門業務） / (26) 相談者26（専門業務） .....	18
(27) 相談者27（一般業務） / (28) 相談者28（専門業務） .....	19
(29) 相談者29（専門業務） / (30) 相談者30（専門業務） .....	20
(31) 相談者31（一般業務） / (32) 相談者32（一般業務） .....	21
<b>まとめ</b> .....	<b>22</b>

# 労働者派遣法「改正」案と 派遣での働き方についての

## 派遣労働者の回答と意見

**派遣労働者の声を国会へ！！**

**「7・2 派遣労働110番」**

**相談・アンケート結果集計表**

**2015年7月31日**

### はじめに

自由法曹団、労働法制中央連絡会、全国労働組合総連合、東京地方労働組合評議会は、2015年7月2日（木）午前10時～午後8時、「派遣労働者の声を国会へ！！『7・2派遣労働110番』」を行った。この「7・2派遣労働110番」には、派遣労働者32名から、①労働者派遣法「改正」案について、②派遣での働き方についての2点について、アンケートへの回答と意見が寄せられた。

派遣労働者のアンケートへの回答と意見は、電話及び面談で、全国から無作為に自発的に寄せられたものである。弁護士19名、労働組合役員10名の相談担当者は、1名の派遣労働者に対して、おおむね30分から1時間をかけて、労働相談及び聴き取りを行った。私たちは、これらの労働相談及び聴き取りにおける、派遣労働者32名のアンケートへの回答内容と意見をできるだけ正確に再現し、本冊子を作成した。

労働者派遣法「改正」案の是非を検討する上で、多くの皆様に本冊子を読み、派遣労働者32名のアンケートへの回答内容と意見に耳を傾けていただくことを切望するものである。

## 〔派遣労働者32名のアンケートへの回答内容と意見の特徴点〕

派遣労働者32名のアンケートへの回答内容と意見の詳細は後述のとおりであるが、ここで、回答内容及び意見の特徴点を述べておく。

### 1 基本的事項—派遣労働者の年齢、性別、地域

年齢を回答した19名は、30代、40代、50代であり、その平均年齢は42歳である。32名の性別は、男性16名、女性16名である。地域的には、全国から相談があり、意見が寄せられた。

### 2 労働者派遣法「改正」案と派遣での働き方についてのアンケートへの回答内容の特徴点

#### (1) 労働者派遣法「改正」案についてのアンケートへの回答内容の特徴点

「改正」案についての賛否は、3つの論点（①直接雇用の機会をなくす。②同じ職場には3年しかいられなくなる。③正社員が減り、派遣労働者が増える。）について、「賛成：0名、0名、0名 反対：25名、21名、21名 どちらともいえない：3名、2名、1名」であり、圧倒的多数が「改正」案に反対している。

#### (2) 派遣での働き方についてのアンケートへの回答内容の特徴点

- ① 「正社員になりたい：18名 なりたくない：2名 どちらでもよい：1名」と圧倒的多数が正社員になることを希望している。
- ② 「将来への不安」については、15名が「生活（収入が低いなど）」をあげ、10名が「仕事がなくなること」をあげている。
- ③ 12名が「セクハラ・パワハラ等のハラスメントを受けた経験がある」と回答し、16名が「正社員との差別を感じたことがある」と回答している。

### 3 労働者派遣法「改正」案と派遣での働き方についての意見の特徴点

#### (1) 労働者派遣法「改正」案についての意見の特徴点

ア 「改正」案の個人単位の上限3年の期間制限により雇用が失われることを危惧し、「改正」案に反対する意見

- ① 専門業務に従事している13名のうち、相談者（1）（6）（10）（16）（17）（19）（22）（25）（29）（30）の10名は、個人単位の期間制限により雇用が失われること等を危惧し、「改正」案に反対している。
- ② 一般業務に従事している10名のうち、相談者（5）（20）（24）（27）（31）（32）の6名も、個人単位の期間制限により雇用が失われること等を危惧し、「改正」案に反対している。
- ③ 専門業務に従事しているか一般業務に従事しているか不明である相談者（4）の1名も、個人単位の期間制限により雇用が失われること等を危惧し、「改正」案に反対している。

イ 「改正」案の下で、派遣労働者の使い捨て、派遣労働者の増加、永続派遣が進

### むとして、「改正」案に反対する意見

- ① 相談者（３）（９）の派遣労働者は、「改正」案の下で派遣労働者の使い捨てが進むと危惧している。
- ② 相談者（８）（１２）（１３）（１４）（２６）の派遣労働者は、派遣労働者が増加するとして、「改正」案に反対している。
- ③ 相談者（１２）（１５）（３２）の派遣労働者は、永続派遣をもたらすとして、「改正」案に反対している。

### ウ ２０１５年１０月１日施行の労働契約申込みみなし制度に期待し、期間制限違反の場合の労働契約申込みみなし制度を廃止する「改正」案に反対する意見

- ① 相談者（８）の派遣労働者は、２０１５年１０月１日施行の労働契約申込みみなし制度に期待しており、「改正」案に反対している。
- ② 相談者（２０）の派遣労働者は、派遣先から、丁度１年間の期間満了で２０１５年７月に契約を終了すると通告された。派遣先は、期間制限違反の場合の労働契約申込みみなし制度の適用を回避しようとしていると思われる。
- ③ 相談者（２１）の派遣労働者は、２０１２年７月から専門業務に従事してきたが、最近、派遣会社から２０１５年９月末で労働契約を打ち切ると言われた。派遣会社は、派遣先の意向を受けて、期間制限違反の場合の労働契約申込みみなし制度の適用を回避しようとしていると思われる。
- ④ 相談者（２８）の派遣労働者は、専門業務に従事するという名目で、実際は一般業務を主たる業務とする業務に１５年間従事してきたので、２０１５年１０月１日施行の労働契約申込みみなし制度により直接雇用されることを期待しており、期間制限違反の場合の労働契約申込みみなし制度を廃止する「改正」案に反対している。
- ⑤ 相談者（３１）の派遣労働者は、期間制限違反の場合の労働契約申込みみなし制度対策のためと思われるが、２０１５年９月３０日を満期にされており、「改正」案に反対している。

### （２）派遣での働き方についての意見の特徴点

正社員や契約社員への登用拒否（相談者（１）（２１）（３０））、解雇、雇止め等の雇用不安（相談者（１）（３）（５）（８）（９）（１２）（２３）（２８）（３０））、賃金不払い（相談者（４）（１４）（３２））、ピンハネ（相談者（９）（１２）（３２））、低賃金（相談者（１０）（２６）（２７）（２８））、賃上げなし（相談者（６）（２２））、一時金なし（相談者（２７））、交通費不払い（相談者（７）（２７））、社会保険不加入（相談者（１５））、正社員との差別待遇（相談者（１８）（２５）（２７）（２９））、労災かくし（相談者（２０））、パワハラ・セクハラ（相談者（１１）（１７））、侮辱、罵倒、無視、監視（相談者（１９）（２０）（２６）（３１））等について、派遣労働者から強い不満と改善要求が出されている。

## 〔派遣労働者32名のアンケートへの回答内容と意見の詳細〕

### 1 基本的事項

#### (1) 相談・アンケートの日時、場所、電話番号、相談担当者

日時：2015年7月2日（木）10時～20時

場所：東京労働会館5階会議室

電話番号：0120-899-110（フリーダイヤル）

相談担当者：弁護士19名、労働組合役員10名

#### (2) 相談者（派遣労働者）の概要

##### ア 相談者

###### ① 合計38名

電話相談者：37名、面談（来所）相談者：2名（うち1名は電話相談後、面談（来所）相談）

###### ② 派遣労働者：32名、派遣労働者以外の労働者：6名

###### ③ 以下の人数は、派遣労働者32名の内訳の人数である。相談者から回答があった人数であり、合計人数が32名に合わないことがある。

##### イ 派遣労働者の年齢

平均42歳

30代：8名 40代：5名 50代：6名

##### ウ 派遣労働者の性別

男性16名 女性：16名

##### エ 派遣労働者の地域

東京：4名 福岡：3名 神奈川：3名 埼玉：2名

京都：2名 大阪：2名 北海道：1名 新潟：1名

茨城：1名 千葉：1名 愛知：1名 滋賀：1名

奈良：1名 兵庫：1名

#### (3) 派遣元との雇用期間、派遣先への派遣期間、専門業務・一般業務の人数

##### ア 当該派遣元との雇用期間

10年以上：4名 5年以上：5名 3年以上：5名

3年未満：6名

##### イ 当該派遣先への派遣期間

5年以上：9名 3年以上：2名 3年未満：10名

##### ウ 専門業務・一般業務の人数

専門業務：13名 一般業務：10名 不明：9名

## 2 労働者派遣法「改正」案と派遣での働き方についてのアンケートへの回答内容

### (1) 労働者派遣法「改正」案についてのアンケートへの回答内容

I 安倍内閣が国会に労働者派遣法「改正」案を提出していることを知っていますか。

知っている：25名 知らない：1名

II 現在の労働者派遣法は、専門26業務をのぞいて、業務ごとに原則1年、最長3年の期間制限があり、派遣先が3年以上使用したい場合は、労働者派遣から直接雇用に移り替えなければなりません。あなたはこのことを知っていますか。

知っている：23名 知らない：2名

III 労働者派遣法「改正」案は、3年の期間制限を業務ごとではなく個人ごとで定めるため、人を入れ替えさえすれば直接雇用を行う必要はなくなるため、IIの直接雇用の機会をなくすものです。あなたはこの法案に賛成ですか、反対ですか？

賛成：0名 反対：25名 どちらともいえない：3名

IV 労働者派遣法「改正」案の下では、IIIのとおり派遣労働者の入れ替えが3年ごとに行われることになり、同じ職場には3年しかいられなくなり、3年経った後に他の派遣先が紹介される保障もありません。あなたは、この法案に賛成ですか、反対ですか？

賛成：0名 反対：21名 どちらともいえない：2名

V 労働者派遣法「改正」案の下では、正社員の派遣労働者への置き換えが進み、正社員が減り、派遣労働者が増えると言われていています。あなたは、この法案に賛成ですか、反対ですか？

賛成：0名 反対：21名 どちらともいえない：1名

## (2) 派遣での働き方についてのアンケートへの回答内容

### I 派遣で働いている理由

他に仕事がない：13名　　すぐに仕事に就ける：4名  
勤務地を選べる：0名　　残業がない：0名　　その他：8名

### II 正社員になりたいですか？

になりたい：18名　　なりたくない：2名　　どちらでもよい：1名

### III 将来への不安

生活（収入が低いなど）：15名　　仕事がなくならないか：10名  
健康：4名　　結婚できない：3名　　その他：7名

### IV 派遣を打ち切られた経験がありますか？

ある：9名　　ない：11名

### V セクハラ・パワハラ等のハラスメントを受けた経験がありますか

ある：12名　　ない：6名

### VI 正社員との差別を感じたことがありますか？

ある：16名　　ない：3名

## 3 労働者派遣法「改正」案と派遣での働き方についての意見

以下には、派遣労働者32名の、①労働者派遣法「改正」案についての意見、②派遣での働き方についての意見を記載する。

派遣労働者32名の順序は、7月2日当日の電話・面談相談の順序による。

なお、冒頭の括弧内に「専門業務か一般業務か（記載のない人は不明）」を記載する。

## (1) 相談者 (1) (専門業務)

### ① 労働者派遣法「改正」案についての意見

専門26業務で、今の派遣先で3か月更新で約6年働いている。「改正」案が成立すると、専門26業務も上限3年となることが問題だ。50代で、年齢的に直接雇用の確率が低い。職場が変わって一から新しい仕事を覚えるのはきつい。「改正」案には反対である。

### ② 派遣での働き方についての意見

派遣になりたかったのではない。母子家庭で、子供が小さく、他の仕事を探す余裕がなかった。

派遣は解雇されやすく生活が安定しない。協力会社の派遣社員として派遣されていたが、協力会社の正社員が戻ってくるということで、一斉に解雇されたことがある。

2年前、新卒者を私の下につけるので、仕事を教えて欲しいと言われた。「先に私を正社員にさせていただけるのではないか。」と派遣先に聞いたところ、確認することだった。後日回答があったが、回答は「正社員にはできない。」というものだった。派遣元からは以前から正社員にして欲しいと申し入れをしてもらっていた。そのような申し入れで正社員になった派遣社員は、派遣元のみならず、その他の派遣会社の派遣社員にもいる。ところが、トップが交替し、今のトップからは、「派遣を正社員にしない方針」と言われた。

派遣のままではこの職場もやがて去らなくてはならない。就ける仕事が無くなるか不安である。

## (2) 相談者 (2)

### ① 労働者派遣法「改正」案についての意見

「改正」案が成立した場合、3年の期間制限がカウントされるのは何時からなのか。法案が修正される可能性はあるのか。

### ② 派遣での働き方についての意見

仕事の合間に電話を架けて来たとのことで、時間がなく、派遣での働き方についての意見を聞くことはできなかった。

## (3) 相談者 (3)

### ① 労働者派遣法「改正」案についての意見

今でも派遣は、労働者が切り捨てられやすい。自分も、派遣先の都合で1年で雇い止めにされた。今回の「改正」で、派遣労働者の使い捨てがさらに進む危険性があると思う。

「生涯派遣」という言い方は正確でないように思う。派遣労働者、特に中高年

の人は、雇い止めにされると、次の派遣先が見つかるとは限らない。

② 派遣での働き方についての意見

派遣の最大の問題は、解雇・雇い止めされやすいということだと思う。使用者側は、派遣だといとも簡単に切り捨てる。もともと、雇用契約期間も、2か月など短いものが多く、更新されても、1年以内のことが多いのではないか。

**(4) 相談者 (4)**

① 労働者派遣法「改正」案についての意見

現行法は、業務単位の1～3年の期間制限があるが、制限期間を超えて派遣労働者を使用しようとする時は直接雇用で切り替えなければならないことは知っている。「改正」案は、業務単位の期間制限をなくし、個人単位で3年の期間制限を設けるが、同じ職場には3年間しかいらなくなり、3年経った後に他の派遣先が紹介される保障もない。

3年間働いたのだから、派遣先や派遣元には次の雇用先を確保すべき義務がある。安心、安定して働けることが大切である。「改正」案には反対である。

② 派遣での働き方についての意見

偽装請負で8年間働いている。

発注元(派遣先)の指示で業務開始前に毎日5分間ラジオ体操を行っていたが、労働基準監督署に申告して、発注先(派遣元)に残業代を支払わせた。

**(5) 相談者 (5) (一般業務)**

① 労働者派遣法「改正」案についての意見

現在の派遣法でも長く働くことができないのに、「改正」案ではますます短くさせられる。仕方なく派遣で働いていて、自分は長く働きたい。

派遣労働者の立場が弱く、契約時に「労働条件等の労働問題について、外部に相談しない。派遣先にも相談しない。」旨の誓約書を書かされ、これにサインしないと採用してもらえず、一方的に不利益な契約内容とされている。「政府の方針に反対してはいけない。」という誓約書を書かされることもあり、現在の派遣法「改正」についておかしいと思っても反対の意思表示がしづらく、反対の集会にも参加することがためられる。

派遣労働者の地位を弱める今回の派遣法「改正」には反対である。

② 派遣での働き方についての意見

長く働けない、一方的に不利益な契約を押し付けられそれをのまざるを得ない、派遣社員同士で力を合わせることができずなかなかいい仕事、お客さんのためになる仕事ができないという問題がある。

外部に相談できず、また派遣先にも相談できない結果、どんなに職場環境に不

満があっても、改善を求めることすらできない。派遣元に相談しても、まともに取り合ってもらえない。お客さんにとっていい仕事をしたいと思っても、それができない状況が作られていて、派遣労働者のためにも、お客さんのためにもマイナスの状況が改善できない。そのことが派遣労働者にとってストレスとなっている。

## (6) 相談者 (6) (専門業務)

### ① 労働者派遣法「改正」案についての意見

50代で、専門26業務にあたる業務に9年以上従事しているが、派遣法「改正」によって現在の職場に3年間しかいられないことになり、職場を追われることにならないか心配だ。

また、派遣法「改正」が行われると、会社が派遣社員を使うことが容易になり、正社員が派遣社員に置き換えられることになる。そうすると、すべてを派遣社員ですませることになり、社員の能力が継承されず、個人だけでなく会社にとってマイナスになる。「改正」案には反対である。

### ② 派遣での働き方についての意見

現在の専門業務に9年以上従事しているが、賃金が1円も上がっていない。これまで派遣元に問題だと告げて、派遣元が派遣先と何度も交渉してくれたが、結局賃金が上がることはなかった。

業務内容は正社員と同じなのに、待遇がまったく違うことに不満を感じている。長く勤めている派遣社員は正社員よりも技術があるにもかかわらず、立場も不安定で、かつ賃金が1円も上がらないのは腑に落ちない。自分は50代だからまだいいが、若い派遣社員はこのような待遇では結婚して子育てをすることができず、どんどん社会が悪くなっていくのではないか。

契約更新も2ヶ月ごとで、非常に不安定な立場にある。

## (7) 相談者 (7)

### ① 労働者派遣法「改正」案についての意見

「改正」案の内容はおおむね理解している。雇用が安定するのが一番であり、雇用が不安定になりがちな派遣社員が増えることは問題である。正社員になりたいとの強い希望はなく、派遣先や仕事内容が変わっているいろいろな場所で働くことはかまわないが、切れ目なく働き続ける状態にしてほしい。

派遣法の「改正」案に反対する運動に参加したい。

### ② 派遣での働き方についての意見

派遣でコールセンター業務に従事している。当該コールセンターの従業員はほぼ全員派遣社員である。

派遣会社が交通費を支払ってくれない点が不満である。派遣会社の就業規則には交通費を支払う旨の規定があるにもかかわらず、派遣先から交通費をもらっていないと言って、交通費を支払ってくれない。

## (8) 相談者 (8)

### ① 労働者派遣法「改正」案についての意見

今年10月から施行される労働契約申込みみなし制度には大いに期待しており、皆が正社員になることを望んでいる。

派遣社員になったのは望んでなかったわけではなく、他に仕事がなかったから仕方なくなったのであり、正社員になりたい気持ち強い。

過去に、今回の雇止め以外にも派遣を打ち切られたことがあり、派遣社員という働き方は本当に不安定であり、そのような派遣社員を増やす今回の「改正」は是非やめてほしい。

### ② 派遣での働き方についての意見

派遣社員であり、雇止めにあったが、解雇権濫用法理の類推適用があり、雇止めに合理的な理由がないと考えるので、派遣会社に対して、労働審判で地位確認の請求をしている。

## (9) 相談者 (9) (一般業務)

### ① 労働者派遣法「改正」案についての意見

事業所単位で、永続的に派遣を使えるようになれば、物のように使い捨てにされる働き方が広く蔓延することになる。

### ② 派遣での働き方についての意見

今年3月に、「長く働ける派遣先」といわれ、大手製造業の工場で働いていたが、6月11日にいきなり派遣先の都合で6月末で終了と言われた。この派遣先では、5月や6月初旬にも、長く働けるという触れ込みで、全国から大量に派遣労働者を集めていた。これらの労働者は、全員、6月末または7月末で切り捨てられた。詐欺のような話であるが、多くの派遣労働者は、派遣元から他の派遣先を探すとされたことで、全く怒りもせず、声を上げることもなかった。労働者派遣は、このような弱い立場の物言えぬ労働者をつくりだす制度である。

また、この派遣元は、派遣料金が1日当たり1万3000円なのに日給が7750円とピンハネ率(48%)が高い。さらに、一方的に、寮の家賃として月4万6000円を天引きしている。

### (10) 相談者 (10) (専門業務)

#### ① 労働者派遣法「改正」案についての意見

専門26業務で今の派遣先で約7年半働いている。「改正」案が成立すると、専門26業務も上限3年となることが問題だ。派遣法が「改正」されると困る。だから電話した。3年で打ち切りのカウントはいつから始まるのか知りたい。できれば正社員になりたいが、無理ならばこの職場でこのまま働きたいので、法改悪には反対である。

#### ② 派遣での働き方についての意見

他に仕事がなかったことと、データ入力の仕事をやりたいことから、労働者派遣を選んだ。

派遣は収入が低いことが問題だ。現在の時給は1000円である。このままでは結婚できない。3か月更新を繰り返しているが、仕事がなくなる不安もある。

私は、今まで一度も正社員になったことがない。議員は、派遣の実態が分かっているのか？議員は、派遣で働いてみてほしい。

### (11) 相談者 (11) (一般業務)

#### ① 労働者派遣法「改正」案についての意見

「改正」案によって、派遣先が3年ごとに人を入れ替えて、派遣労働者を永遠に使い続けられるようになることは知っている。派遣社員として働き始めたばかりなので、そのデメリットについては余りよくわからないが、派遣社員と正社員との待遇の格差については何とか解消してほしい。

#### ② 派遣での働き方についての意見

派遣労働者として、有料老人ホームの介護の仕事に従事している。正社員と比べ、自分だけ業務量が圧倒的に多い。また、正社員のパワハラもある。そして、正社員と比べて給料が低い。

### (12) 相談者 (12)

#### ① 労働者派遣法「改正」案についての意見

今回の「改正」案で、派遣先はずっと派遣社員を受け入れ続けることができることになるのだから、派遣社員が今後増えることは間違いないと思う。そんな「改正」案は反対である。

#### ② 派遣での働き方についての意見

派遣料金が24万円だったが、7万円をピンハネされ、17万円を給料として受け取っていた。正社員と同じ仕事をしていて、派遣社員だからという理由でピンハネされ、正社員よりも給料が低いのは納得できない。派遣という働き方をなくしてほしい。ピンハネはされるし、不安定でいいことがない。ピンハネが特に

いや。あまりにも派遣社員を馬鹿にしている。

2年間派遣で働いていたが、その前から別の人が同じ仕事を少なくとも1年間は派遣で働いていた。今年の春に、派遣元から、仕事はまったくそのままなのに、これからは業務委託で働いてほしいと言われた。このことを言われて、すぐに労働者派遣法の期間制限違反にならないようにするためだとわかった。これを断ると、「それなら退職するしかない」と言われ、雇止めにされた。今日、「派遣労働110番」に電話相談してみて、脱法目的だと自分が思ったことが本当だとわかり、改めて怒りがこみ上げてきた。

### (13) 相談者 (13) (一般業務)

#### ① 労働者派遣法「改正」案についての意見

現行法では、専門26業務を除いて、業務ごとに原則1年、最長3年の期間制限があり、派遣先が3年を超えて労働者派遣を使用したい時は、直接雇用に移り替える必要があると聞いたことがある。だが、実際には専門26業務でもなさそうなのに、3年を超えて派遣先で働き続けている派遣労働者が多くいる。したがって、期間制限なんてあまり機能していないのだと思っていた。今回の「改正」案が、そのような期間制限をなくしてしまうものだという事は知っている。ただ、今のままでも期間制限は機能していないから、「改正」案が通っても何か変化があるとは思えないのが本音だ。しかし、正社員の派遣社員への置き換えが進み、正社員が減り、派遣社員が増えると世の中は破綻する。だから、「改正」案には反対である。

#### ② 派遣での働き方についての意見

短期的に清掃関係の仕事を学びたいと思って派遣社員になったので、派遣社員が長く働けないことについては、そこまで気にしなかった。ただ、まわりの派遣社員を見ているとそうではない人が多かった。本当は正社員で長く働きたい人がほとんどなのだから、派遣という働き方は問題があると思う。自分も正社員になりたい気持ちは同じだが、50歳を超えた年齢では正社員の仕事はない。だから諦めている。

それに、派遣社員は給料が上がらない。派遣社員でも家を買えるくらいお金がもらえるなら派遣という形でもいいかもしれないが、そうではない。生活ができないのだから、派遣は大反対だ。

### (14) 相談者 (14)

#### ① 労働者派遣法「改正」案についての意見

派遣法の今回の「改正」については知らなかった。説明を受けて大変なことだとわかった。正社員の仕事や直接雇用の仕事はなかなか見つからない。派遣で働

かざるを得ない現実がある。

派遣法が「改正」されて、ますます派遣が増えれば、正社員として働く可能性はますますなくなってしまう。安定した働き方をしたい。派遣法の「改正」には反対である。

## ② 派遣での働き方についての意見

学生だが、1年前から、生活のために、週末の土、日に10時から18時まで働いている。仕事は、化粧品の販売業務である。派遣元に指定された店舗に行き、仕事をする。マネキン業務のときは日当7000円ほどだが、デモンストレーション業務のときは日当1万8000円支給される。大学に通いながら、週末も目一杯仕事をするのできついが、生活を維持するためにはやむを得ない。

先月から新たな店舗に派遣された。1日目はきちんと仕事をしたが、2日目に体調を崩してしまい、事情を伝えて早退した。しばらく待っていたが、1日目の分も2日目の分も派遣元が賃金を支払ってくれない。派遣元は、派遣先が支払ってこないのだと言っている。2日目はともかく、1日目はきちんと仕事を完了している。賃金不払いを抗議しても、派遣元は、「派遣先が支払わないと言っているのどうしようもない。」と言うだけである。

## (15) 相談者 (15)

### ① 労働者派遣法「改正」案についての意見

現行法の業務単位の1～3年の期間制限は、制限期間を超えて派遣労働者を使用したい場合は派遣労働者を直接雇用しなければならない。しかし、「改正」案の3年の個人単位の期間制限の下では、派遣先は、派遣労働者個人を入れ替えたり、派遣労働者の職場を入れ替えたりして何時までも派遣を利用できる。こんな「改正」案には、反対である。

### ② 派遣での働き方についての意見

社会保険に入りたいと言ったら、給料が下がると言われた。社会保険には入りたい。家庭があつて、とにかく就職先が必要な時には派遣を選ばざるを得ない。

## (16) 相談者 (16) (専門業務)

### ① 労働者派遣法「改正」案についての意見

国会で派遣法「改正」案が審議されていることは知っている。3年の期間制限を業務単位でなく人単位にすること、直接雇用の機会もなくなること、3年経過後に他の派遣先を紹介される保障もないことから「改正」案には反対である。

「改正」案は派遣労働者の安定した雇用のためになるというが、派遣である以上、不安定であることに変わりはない。「改正」案が通ると、派遣労働者はより不安定な地位に置かれることになるので、「改正」案には反対である。

## ② 派遣での働き方についての意見

専門26業務のうちの通訳・翻訳業務で派遣されている。派遣期間は3か月で、今年の7月16日からの派遣期間は本来であれば、10月15日になるはずである。ところが、7月16日からの派遣期間は9月30日までと言われている。

派遣先は、今年の10月1日から施行予定の労働契約申込みみなし制度の適用を回避するために、一旦、9月30日で派遣を終りにしようとしていると思われる。しかし、そのような取扱いがおかしいと指摘すれば、目を付けられて派遣の受入を拒否されるリスクがあるので、どのようにしたらよいのか迷っている。

## (17) 相談者 (17) (専門業務)

### ① 労働者派遣法「改正」案についての意見

官公庁で研究開発関係の専門業務で働いているが、「専門業務の派遣労働者も労働者派遣法『改正』案成立後3年で切られる。」というニュースを聞き、心配になってこの「派遣労働110番」に電話をした。

いまの派遣元の契約については、1回ごとに更新ではなく、1年でいったん終了となり、その後に再度新契約ということになっている。これでも、3年になったら雇止めされるのか。（「更新でなくても、1回ごとの契約に空白がない以上、3年経てば雇止めされる可能性がある。」と回答した。）

「改正」案には、派遣先での直接雇用や派遣元での無期雇用についても規定されているが、ほとんど実行されないと思う。

「改正」案には反対である。自分の仕事が亡くなってしまうのかと、本当に不安に思っている。

### ② 派遣での働き方についての意見

子供を産むために仕事を辞めた後、40代になって仕事を探したが、正社員としての働き口がないので、やむを得ず専門業務の派遣社員になった。派遣社員であるため、正社員と比べて派遣先から強く当たられている。また、正社員と比べて、下に見られている。派遣先の職場で、セクハラ・パワハラの発言は日常茶飯事である。

## (18) 相談者 (18) (一般業務)

### ① 労働者派遣法「改正」案についての意見

派遣法「改正」案は、企業の都合ばかり考えた「改正」であり、反対である。

### ② 派遣での働き方についての意見

若い頃は、資格の勉強をしながらアルバイトをしていた。30歳を過ぎてはじめて、愛知の大手自動車メーカーで、派遣で働いた。派遣元の採用時の説明では3年間の仕事ということだったが、契約期間は3か月だった。立ち仕事で脊椎を

痛め、また、派遣先の上司との軋轢で精神的に落ち込んだ。この派遣先の上司との軋轢で雇止めにされ、現在、実家から通院中である。労災申請をしたい。

社内では派遣社員は肩身の狭い立場にあり、新卒の正社員であれば他の部署を手伝ったり何かを提案すると「気が利く」、「やる気がある」と褒められるが、派遣社員だと「指示した仕事以外のことをやっている」などと嫌な目で見られる。かといって、他の部署の上司から指示されたことを「仕事の範囲外だ」と断ることもしづらい。そういう中で、派遣先の上司との関係が悪化し、軋轢が生じ、精神的に落ち込んだ。

派遣元の担当者には、能力に疑問を持たれてもイヤだし、相談しづらかった。派遣元の方から気を利かせて、聞いてもらったことはなかった。

派遣の働き方は、何も知らないところに飛び込んで行くので、職場の人間関係の面でも難しく、精神的にこたえる仕事だと思った。

#### **(19) 相談者 (19) (専門業務)**

##### ① 労働者派遣法「改正」案についての意見

国会で派遣法「改正」案が審議されていることは知っている。また、一般業務（自由化業務）には、1～3年の業務単位の派遣期間の制限があることも知っている。「改正」案は、この業務単位の期間制限をなくし、3年の個人単位の期間制限を設けるが、そのことによって直接雇用の機会もなくなる。また、個人単位の3年の制限期間後に他の派遣先を紹介される保障もない。

「改正」案の内容は、現実を反映していない。「改正」案は、空想の世界の人の考えであって、派遣労働者の雇用の安定が図られることはないので、反対である。

##### ② 派遣での働き方についての意見

派遣では、専門業務の設計業務に従事している。派遣期間は今年の9月30日までであるが、派遣先での感触では今年の10月1日以降も派遣されるのではないかと思っている。

派遣労働者は、立場が弱いのに、正社員以上の仕事を求められる。アベノミクスというが、給料は上がらない。派遣先の職場で、「女はいらない」と言われたこともある。子どもの送り迎えのことなどを考えると、2人目の子どもを作ることはできない。

#### **(20) 相談者 (20) (一般業務)**

##### ① 労働者派遣法「改正」案についての意見

今国会で派遣法「改正」が審議されていること、「改正」案は業務単位の1～3年の期間制限を廃止し、個人単位の3年の期間制限を設けること、個人単位の期間制限の下では直接雇用の機会はなく、同じ職場に3年しかいらなくなるこ

となどは、知っている。

働き出してまだ1年目だが、突然、派遣先から、丁度1年間の期間満了で7月に契約を終了すると通告された。他の派遣社員で3年以上同じ一般業務に従事している人も同じく契約を終了すると言われた。期間制限違反であることが明らかであり、10月1日になると労働契約申込みみなし制度の適用があるため、その適用を回避するため7月中にすべての派遣社員との契約をいったんなくすのではないかと思う。

派遣法が「改正」されると、正社員への道がますます閉ざされてしまうことになる。「改正」案には反対だ。

## ② 派遣での働き方についての意見

製造業派遣で働いているが、派遣という働き方には反対。やってみてわかる。末端の仕事を押つけられる。派遣先の正社員が、作業現場でミスをする派遣社員に対して、「派遣なんかいくらでも代わりはいる。」「たかが派遣くん」などと侮辱、罵倒する状況を見て、日々、正社員との格差や身分の不安定さを痛感してきた。

また、連続業務の結果、指を痛めてしまった。病院で診察を受けたところ、労働災害にあたりと診断された。派遣先の上司に労働災害の申請について相談をしたところ、上司は、露骨に嫌な顔をし、「うち、これまでも何人か死んでんだよ。」と、派遣社員の命や健康を軽視する発言をした。

できれば正社員で働きたいと考えているが、正社員の求人が見つからないためやむを得ず派遣で働いている。収入や自分の健康状態について、不安を感じている。

## (21) 相談者 (21) (専門業務)

### ① 労働者派遣法「改正」案についての意見

2012年7月から専門業務に従事してきたが、最近、派遣元から9月末で労働契約を打ち切ると言われた。

### ② 派遣での働き方についての意見

2012年7月から、専門業務のテレマーケティング業務に従事する契約で派遣されて働いてきた。労働契約は、3か月更新である。昨年末、派遣先の上司から、契約社員になった方がよいと言われ、契約社員になりたいと希望するようになった。しかし、その後、契約社員にしてもらう話は進まないまま、同じ職場には3人も契約社員が採用された。その3人の契約社員は、給料も私より高い。今の職場で、一生懸命3年間やって来た。それなのに、正社員にも契約社員にもしてくれない。生きていくのが、つらくて。

介護を要する母がいるため、収入が途絶えることが最も不安である。そのため、

結婚して、子供を産みたいと思っても、産休をとろうとすれば仕事をやめさせられるのではないかと思うと、結婚もできない。

## (22) 相談者 (22) (専門業務)

### ① 労働者派遣法「改正」案についての意見

専門業務のOA機器操作業務に従事している。派遣労働者は、賃金も上がらず、身分も不安定である。派遣労働を固定化する「改正」案には絶対反対である。

派遣元も派遣先も何も話してくれない。

派遣法「改正」によって、働き続けられなくなるのではないかと大いに不安である。働き続けたい。できれば正社員になりたい。

### ② 派遣での働き方についての意見

2008年4月からOA機器操作の専門業務の派遣で働いている。契約期間は3か月であり、これまでずっと更新してきた。派遣先もずっと同じ工場で、担当業務もずっと同じ業務である。賃金額は時給1000円であり、これもずっと同じで上がらない。

## (23) 相談者 (23)

### ① 労働者派遣法「改正」案についての意見

「改正」案についての意見を聞くに至らなかった。

### ② 派遣での働き方についての意見

派遣元で常時雇用されている派遣労働者として、電気・電子工場へ7年半派遣されていた。工場では中核的な仕事をこなしていたことから、本来であれば派遣先に正社員として雇用されてもおかしくないと感じていた。

上記の派遣先への派遣は2015年6月末で終了したが、派遣元に次の派遣先を紹介してほしいと要望したが、「希望に沿う仕事は見つからない」と言われた。自分の技能を生かせる派遣先をまともに探してくれる様子がうかがわれなかったことから、その派遣元を辞めることにした。このような場合、会社都合で辞めることはできないのか？

## (24) 相談者 (24) (一般業務)

### ① 労働者派遣法「改正」案についての意見

現在提出されている派遣法の「改正」案については、その内容も知っている。派遣法「改正」については、反対である。でも、今も、守られていないと感じる。

「改正」案の下では、期間制限が業務ごとに3年ではなく、個人ごとに3年とされている点についても、現在の派遣法が十分な内容とは思っていないが、さらに派遣社員を不安定にする「改正」案であり、反対である。

② 派遣での働き方についての意見

2012年7月から、家電量販店の配達業務を行う運転手として派遣されている。派遣社員として働いているのは、他に正社員としての職が得られないからである。正社員になることを希望しているが、現在の派遣法では、派遣社員という不安定な働き方を認めてしまっているせいで、正社員の働き方にまで悪影響が生じていると思う。ブラック企業のような、酷い待遇の正社員が増えているのは、派遣よりはましという発想から、正社員が我慢させられているからだと思う。派遣先に直接雇用してほしいが、派遣先での労働条件などもまともなものにしてほしい。

**(25) 相談者 (25) (専門業務)**

① 労働者派遣法「改正」案についての意見

現在、専門26業務のうちのファイリング業務に派遣されて働いている。「改正」案は、専門業務は上限3年で打ち切れ、不安定になるので、反対である。

② 派遣での働き方についての意見

30代であるが、自分のやりたいことがあり、その実現のためにとりあえず派遣の仕事をしているので、正社員を希望しているわけではない。したがって、派遣労働について何か格別に問題があるという問題意識を持っているわけではない。

しかし、派遣社員は、正社員に比べて、待遇や社内の取扱い等で差別されていると感じたことはある。

**(26) 相談者 (26) (専門業務)**

① 労働者派遣法「改正」案についての意見

派遣労働者がどんどん増えることになる今回の派遣法の「改正」には、反対である。

② 派遣での働き方についての意見

私は、宮城県で派遣で働いていた。まじめに頑張ってきたことが認められて、派遣先の嘱託社員になれた。そして、しばらくして2012年の4月からは正社員になる予定であった。2011年3月に東日本大震災があつて、すべてがダメになってしまった。

仕事を確保するために神奈川県にでてきたが、正社員で働く仕事は見つからず、2012年4月から派遣で働くことになった。契約期間は3か月から6か月で、全国の派遣先を転々とした。職種もいろいろであった。

今年の4月から新しい派遣会社に就職した。OA機器の操作などを行う専門業務の派遣である。契約期間は6か月である。9月が更新時期だが、2か月は更新

の可能性はあるが、そのあとはわからない。即戦力として派遣先では重宝がられている。しかし、まわりの正社員とまったく同じ仕事をしているのに、賃金はすごく低く、しかも上がらない。今後仕事がどうなるのか不安でいっぱいである。できれば正社員として安定して働きたいと思っている。

派遣労働者だということ、周囲から無視されている。いつも監視されている気がする。派遣先の新人歓迎会や忘年会に呼ばれない。同じ仕事をしているのに、派遣先の正社員との賃金格差は著しい。派遣という働かされ方のひどさを伝えたくて電話した。

## (27) 相談者 (27) (一般業務)

### ① 労働者派遣法「改正」案についての意見

労働者派遣で一般業務に従事しているが、「改正」案が通ると、3年経てば首を切られるのではないかと心配だ。

労働者派遣法がこれ以上派遣労働者を使い捨てにするような法律になってほしくない。現行法でも正社員と派遣社員との待遇格差は認められているので、その待遇格差を少しでも改善するような法律になってほしい。「改正」案には反対である。

### ② 派遣での働き方についての意見

正社員と派遣労働者と間に待遇格差があるが、不満である。送迎バス利用は正社員のみである。休憩室やロッカーは、正社員は事業所内にあるが、派遣労働者は事業所外のプレハブにある。派遣労働者の賃金は最賃レベルで、ボーナスも交通費もない。休憩時間も、正社員は90分だが、派遣労働者は60分である。派遣労働者は1分でも遅刻すると30分遅刻したと扱われる。同じ仕事をしているのに、何故このように格差があるのか、まったく納得できない。

派遣労働者が不満を持っていても、派遣元や派遣先に苦情を話しにくい。苦情を述べれば、すぐに契約解除されてしまう恐れがある。

## (28) 相談者 (28) (専門業務)

### ① 労働者派遣法「改正」案についての意見

専門業務の事務用機器操作の業務に従事するという名目で15年間派遣先で働いてきたが、実際は電話受けやメーカーへの対応等の一般業務が主であった。明らかな期間制限違反であり、2015年10月1日に労働契約申込みみなし制度が施行されれば、派遣先に直接雇用され、救済されるはずである。

今回の「改正」により、救済されなくなるのではないかと不安に思っている。また、「改正」案が通ってしまうと、正社員になれない若者がますます増大することになる。政府の「改正」案には反対である。

## ② 派遣での働き方についての意見

派遣での働き方は、若い時は選択肢の一つとしてあってもよいが、その後はやはり正社員で働くことが必要である。派遣での働き方について、将来への不安としては、「生活（収入が低いなど）」「仕事がなくならないか」「健康」「結婚できない」のすべてが当てはまる。

## (29) 相談者 (29) (専門業務)

### ① 労働者派遣法「改正」案についての意見

専門業務に派遣されているが、「専門業務の派遣労働者も法案成立後3年で切られる。」というニュースを聞き、心配になっていると自分で調べていた時、今回の「派遣労働110番」が開催されるのを知り、電話をした。専門業務の人も3年で切られるとして、その3年は何時の時点からカウントされるのか？

「改正」案では派遣元が派遣労働者を無期雇用することが義務付けられていると聞いたが、実効性はあるのか？（派遣元が無期雇用するという規定はあるが、これは派遣元が行うべき措置の選択肢の一つとして規定されているに過ぎず、あまり実効性はないと答えた。）

電話で「派遣元の無期雇用について、もし望むのであれば、あなた自身から派遣元に無期雇用をお願いすることもありかもしれない。」との説明があったが、派遣元にそのような要求をただけで「面倒な奴だ」ということで契約解除されるかもしれない。そんなお願いはできない。

今回の「改正」案では、派遣先に直接雇用を依頼するということが派遣元に義務付けられているが、現実的に派遣先が直接雇用することなんてありえない。政府の人は何を考えているのだろうか。今回の「改正」案は、3年で切られることになるので、派遣労働者にとって極めて問題である。また、派遣先にとっても、3年ごとに人を変える必要があるのが、変えるごとに一から仕事内容を教えなければならなくなるのは不利益ではないだろうか。こんな「改正」案には反対である。

## ② 派遣での働き方についての意見

専門業務派遣で、現在の派遣先で8年も働いている。正社員との賃金格差等がある、低い労働条件には不満である。他に仕事もないので、派遣としてずっと働き続けている。

## (30) 相談者 (30) (専門業務)

### ① 労働者派遣法「改正」案についての意見

国会で派遣法「改正」案が審議されていることは知っている。「改正」案は、業務単位の期間制限をなくし、新たに個人単位の期間制限を設けるが、これでは、

直接雇用の機会はなくなり、制限期間後に他の派遣先を紹介される保障もない。こんな「改正」案には反対である。

② 派遣での働き方についての意見

6年半同じ派遣先で勤務してきた。OA機器操作や経理など全般を行ってきた。派遣先の上司から直接雇用を匂わされていた。直接雇用を求めたところ、今年の7月一杯で派遣切りになった。6年半も働いており、経理の仕事をしていたのは3人いたから、派遣先に直接雇用を申し込んだことが理由で、派遣切りになったと考えている。年齢のことを考えると、次の仕事を見つけるのは大変である。

**(31) 相談者 (31) (一般業務)**

① 労働者派遣法「改正」案についての意見

現在、一般業務(自由化業務)派遣に従事している。「改正」案が通ったのか、まだ通っていないのか知りたい。また、期間制限のカウントの始期を知りたい。「改正」案が通ったら何が変わるかも知りたい。

年齢の高い人もいっぱい働いている。年齢が高くなると派遣先がなかなか見つからなくなる。また、派遣先が見つかってもし新しい職場に慣れるのも大変だ。その年代の人のことも考えて、「改正」案を絶対に通さないようにしてほしい。

② 派遣での働き方についての意見

今の派遣先で約4年半働いている。最初は専門26業務だったが、1年ほど前に業務の幅を増やされて自由化業務にされた。4時間30分くらいだった就業時間もフルタイムにされた。

雇用期間は最初は1年、それから8か月、その後6か月、3か月、2か月と短縮された。その後4か月になったが、現在、労働契約申込みみなし制度対策のためか、2015年9月30日が満期にされている。

派遣先の上司から、公開の席で叱責されたり、ミスを押し付けられたりした。また、派遣先の上司のクレームで、派遣切りされそうになったこともある。

**(32) 相談者 (32) (一般業務)**

① 労働者派遣法「改正」案についての意見

「改正」案では、労働者は3年で首切り可能にされるのに、企業は3年の期間制限もなくなる。企業を一方的に有利にする「改正」であり、反対だ。「改正」案は、正当な理由なしに3年で解雇することを正当化するものであり、憲法にも違反するのではないのか。

② 派遣での働き方についての意見

朝礼に出るように指示しながら、朝礼に出た時間について賃金を支払わない派遣会社が多数ある。中には、一方で、10分の朝礼時間に対して賃金を支払うよ

うにしながら、他方で、働いている10分を休憩時間扱いにして、実質的に10分間の勤務時間に対して賃金を支払わない派遣会社もある。また、20～30分位の研修に対して賃金を支払わない派遣会社もある。マージン率が50%を超える派遣会社もあり、ピンハネがひどい。

一番問題だと思うのは、派遣労働の下では、自分が無力であることを受け入れないとならないような精神状態に追い込まれてしまい、労働者にどんなことにも黙ってしまう癖がついてしまうことである。派遣労働の下で、そういう精神状態の労働者をつくらうとしているのではないのか。

労働者派遣という働き方はなくしないとダメである。

#### 4 まとめ

安倍内閣が国会に提出した労働者派遣法「改正」案は、直接雇用と正社員化の道を閉ざし、派遣労働者に永続派遣・生涯派遣を強要するものである。「改正」案の下では、正社員の派遣労働者への置き換えが進み、派遣労働者が激増することが予測されている。他方、「改正」案の個人単位の3年上限の期間制限は、派遣先に派遣切り自由の権限を与え、派遣労働者は3年ごとに首切りの危険にさらされることになる。さらに、3年間待たせて直前に「期間制限違反の場合の労働契約申込みみなし制度」を廃止する「改正」案は、派遣労働者をあざむく法案と言わざるを得ず、その背信性は極まっている。

派遣労働者は、これらのことを鋭く見抜いている。それは、多数の派遣労働者が、派遣労働者の使い捨て、派遣労働者の増加、永続派遣が進むとして「改正」案に反対していること、個人単位の上限3年の期間制限により雇用が失われることを危惧して「改正」案に反対していることから明らかである。さらに、多数の派遣労働者は、労働契約申込みみなし制度に期待し、施行直前に「期間制限違反の場合の労働契約申込みみなし制度」を廃止する「改正」案に反対している。そして、圧倒的多数の派遣労働者は、正社員になることを希望し、「改正」案に反対している。これらの派遣労働者の意見を聞く時、「改正」案は、廃案にするより他に途はない。

他方、派遣労働の現場では、正社員や契約社員への登用拒否、解雇、雇止め等の雇用不安、賃金不払い、ピンハネ、低賃金、賃上げなし、一時金なし、交通費不払い、社会保険不加入、正社員との差別待遇、パワハラ・セクハラ、侮辱、罵倒、無視、監視等が横行している。これらの劣悪な労働条件の下に置かれている派遣労働者の現状を聞く時、今なすべきことは、「改正」案を廃案にし、一刻も早く、登録型派遣・製造業派遣の全面禁止、均等待遇原則の確立、派遣先の正社員と同一労働条件での直接雇用の道筋の確立、拡充等の労働者派遣法の抜本改正を実現することである。

以上